

実費徴収できる費用の範囲について

1 サービスごとの徴収できる費用

サービス費用基準額から保険給付額を除いた額のほか、利用者から徴収できる費用は、次のとおりである。

サービス	徴収できる費用
訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に訪問する場合の交通費（移動に要する実費）
訪問入浴介護	(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に訪問する場合の交通費 (2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用
通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護	(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 (2) 通常要する時間を超えるサービス提供であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常のサービス提供に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用 (3) 食事の提供に要する費用、おむつ代 (4) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用 (5) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
特定施設入居者生活介護	(1) 人員配置が手厚い場合の上乗せ介護サービス利用料 (2) 利用者の特別な希望により行われる個別的な外

	<p>出介助、買物等代行、標準的な回数を超えた入浴の介助に要する費用</p> <p>(3) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>(4) おむつ代</p>
グループホーム	<p>(1) 食材料費、理美容代、おむつ代</p> <p>(2) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p>
特別養護老人ホーム、介護老人保健施設	<p>(1) 食事の提供に要する費用、居住に要する費用、特別な居室の提供に係る費用、特別な食事の提供に係る費用、理美容代</p> <p>(2) 入所者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(3) 入所者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの（例えば、施設がサービスの一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等）を施設が提供する場合に係る費用</p> <p>(4) 健康管理費（インフルエンザ予防接種に係る費用等）</p> <p>(5) 預かり金の出納管理に係る費用</p> <p>(6) 私物の洗濯代</p>
短期入所生活介護、短期入所療養介護	<p>(1) 食事の提供に要する費用、滞在に要する費用、特別な居室の提供に係る費用、特別な食事の提供に係る費用、送迎に要する費用（送迎体制加算を算定する場合を除く）、理美容代</p> <p>(2) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p> <p>(3) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用</p>
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	<p>(1) 利用者の選定により通常の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>(2) 利用者の選択により通常の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額</p> <p>(3) 食事の提供に要する費用、宿泊に要する費用、おむつ代</p>

- | |
|---|
| (4) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用
(5) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 |
|---|

注1 「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、歯ブラシ、化粧品、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業所が提供するものをいう。

注2 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、短期入所生活介護および短期入所療養介護における利用者のおむつに係る費用については、介護保険の対象とされていることから、おむつ代を始め、おむつカバー代およびこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は、一切徴収できない。

注3 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められない。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といった曖昧な名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。

2 介護保険外のサービスに係る費用

介護保険サービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定ができる。

- (1) 利用者に、当該事業が介護保険サービスとは別事業であることを説明し、理解を得ること。
- (2) 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、事業所で定める運営規程とは別に定められていること。
- (3) 会計が介護保険サービスに係る事業と区分されていること。

【介護保険外サービスの例】

- ・個人の嗜好に基づく贅沢品の費用
- ・個人専用の家電製品の電気代

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）参照
